

別表（第12条、第13条関係）

法人文書の種類	開示の実施の方法		開示実施手数料の額
1 文書又は図画（2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。）	イ	閲覧	100枚までごとに100円
	ロ	撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ハ	複写機により用紙に複写したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円（A2判については40円、A1判については80円）
	ニ	複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円（A2判については140円、A1判については180円）
	ホ	撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては520円）に12枚までごとに760円を加えた額
	ヘ	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をFDに複写したものの交付	FD1枚につき50円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	ト	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-Rに複写したものの交付	CD-R1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	チ	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をDVD-Rに複写したものの交付	DVD-R1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
2 マイクロフィルム	イ	用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
	ロ	専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき290円
	ハ	用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき80円（A3判については140円、A2判については370円、A1判については690円）
3 写真フィルム	イ	印画紙に印画したものの	1枚につき10円

		閲覧	
	ロ	印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、430円）
4 スライド（9の項に該当するものを除く。）	イ	専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき390円
	ロ	印画紙に印画したものの交付	1枚につき100円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、1,300円）
5 録音テープ（9の項に該当するものを除く。）又は録音ディスク	イ	専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
	ロ	録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき430円
6 ビデオテープ又はビデオディスク	イ	専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
	ロ	ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき580円
7 電磁的記録（5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。）	イ	用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとに200円
	ロ	専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき410円
	ハ	用紙に出力したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円
	ニ	用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	ホ	F Dに複写したものの交付	F D 1枚につき50円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヘ	C D-Rに複写したものの交付	C D-R 1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ト	D V D-Rに複写したものの交付	D V D-R 1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額
	チ	幅12.7ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	1巻につき7,000円に1ファイルごとに210円を加えた額

	リ	幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複製したものの交付	1巻につき800円（日本産業規格×6135に適合するものについては2,500円、国際規格14833、15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ8,600円、10,500円又は12,900円）に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヌ	幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複製したものの交付	1巻につき1,800円（日本産業規格×6142に適合するものについては2,600円、国際規格15757に適合するものについては3,200円）に1ファイルごとに210円を加えた額
	ル	幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複製したものの交付	1巻につき590円（日本産業規格×6129、×6130又は×6137に適合するものについては、それぞれ800円、1,300円又は1,750円）に1ファイルごとに210円を加えた額
8 映画フィルム	イ	専用機器により映写したものの視聴	1巻につき390円
	ロ	ビデオカセットテープに複製したものの交付	6,800円（16ミリメートル映画フィルムについては13,000円、35ミリメートル映画フィルムについては10,100円）に記録時間10分までごとに2,750円（16ミリメートル映画フィルムについては3,200円、35ミリメートル映画フィルムについては2,650円）を加えた額
9 スライド及び録音テープ（スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合におけるものに限る。）	イ	専用機器により再生したものの視聴	1巻につき680円
	ロ	ビデオカセットテープに複製したものの交付	5,200円（スライド20枚を超える場合にあっては、5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額）
備考	1の項ハ若しくはニ、2の項ハ又は7の項ハ若しくはニの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。		